

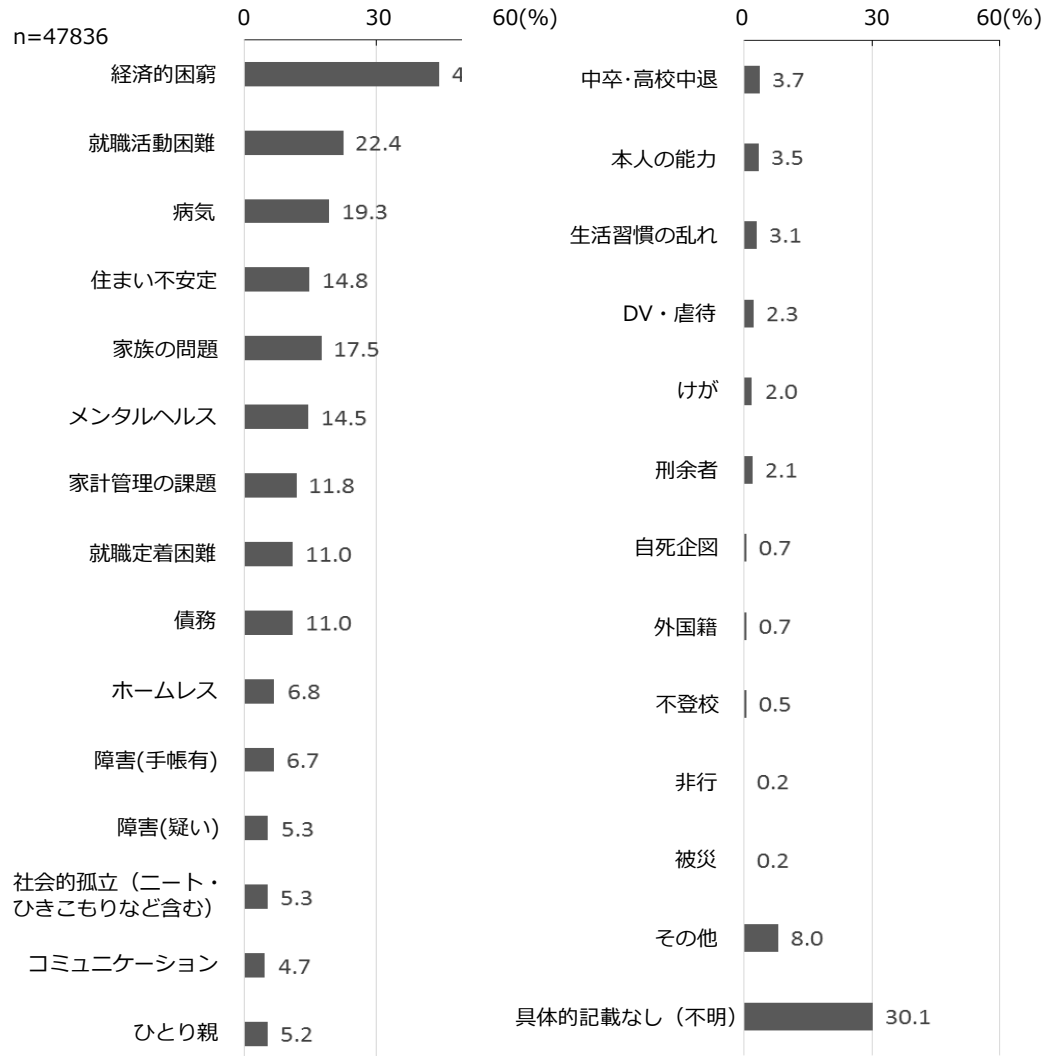
参考資料

各制度等における複合的課題等について①

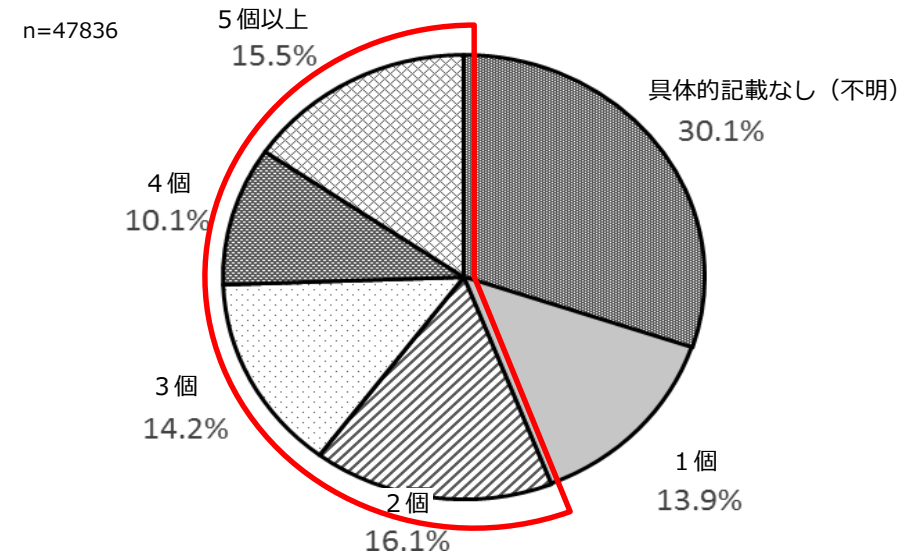
(生活困窮者自立支援制度)

- 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

各制度等における複合的課題等②

(介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

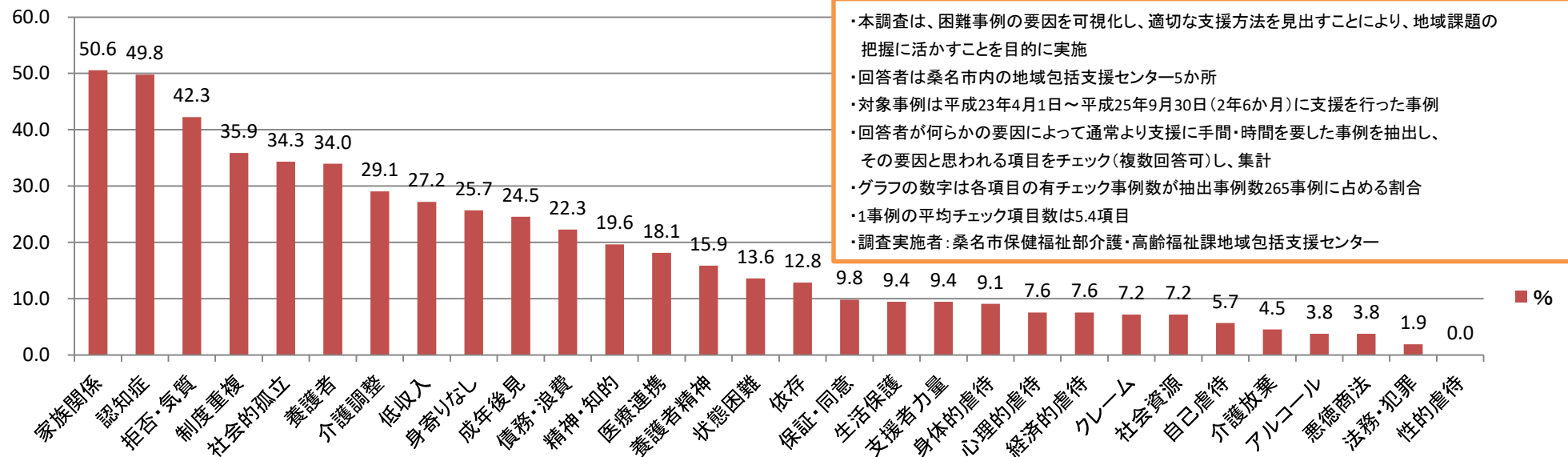
- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
 - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
 - ② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見えてきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～

(2013.11.1調査)



各制度等における複合的課題等③

(障害者総合支援制度(埼玉県での調査を例に))

- 障害者に対する相談支援について、その体制に関する実態調査によれば、
- ・ 2008年度調査と2018年度調査を比較すると、困難事例の問題領域は各分野において総じて拡大し、虐待、ひきこもり、学校教育の順で拡大幅が大きくなっている。
 - ・ また、障害福祉分野以外の学校教育、ひきこもり、住居、人間関係、収入といった分野も拡大しており、相談支援事業において、他分野に関する対応困難事例が増加している状況が見られる。

埼玉県での相談支援体制実態調査の概要

○2008年度調査

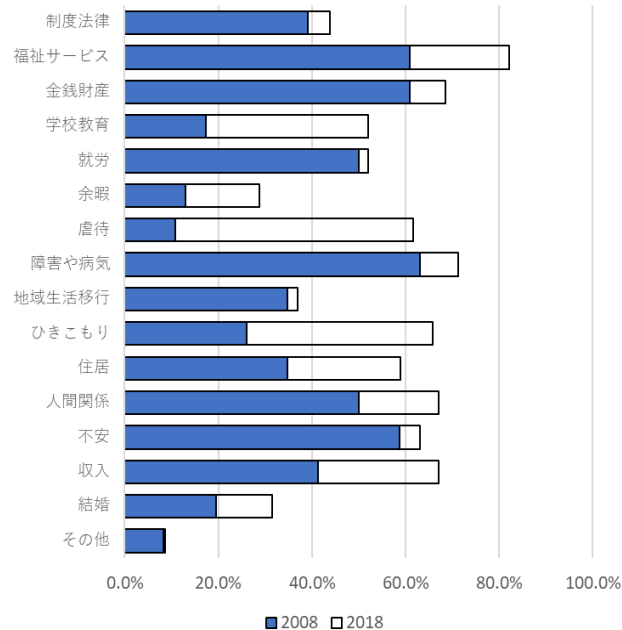
- ・ 埼玉県内の相談支援事業所の2007年度実績を調査
- ・ 委託相談支援事業所67事業所の内52事業所が回答

○2018年度調査

- ・ 埼玉県内の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の2017年度実績を調査
- ・ 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所、91事業所が回答
- ・ 基幹のみ2事業所、基幹と委託16事業所、委託のみ71事業所、2事業所が不明

分析結果

(1) 困難事例の問題領域の比較



(2) 問題領域の数の平均値

困難事例ありと回答した事業所(2008年46事業所、2018年73事業所)を対象に、問題領域数の平均値を分析した結果、10年間で2領域増加している傾向にあった。

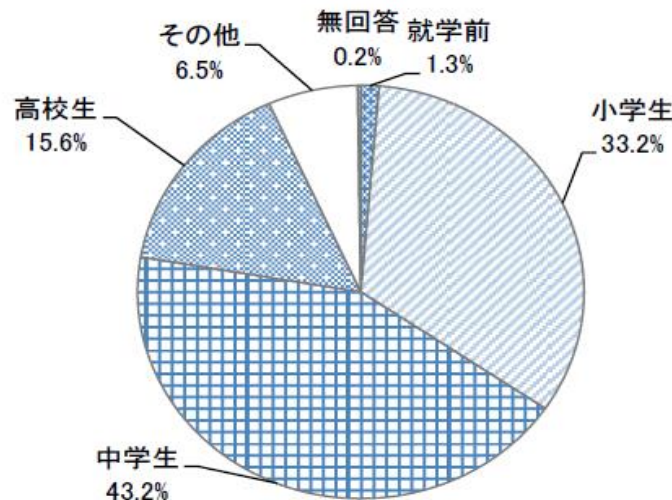
2008年	6.4
2018年	8.6

各制度等における複合的課題等④

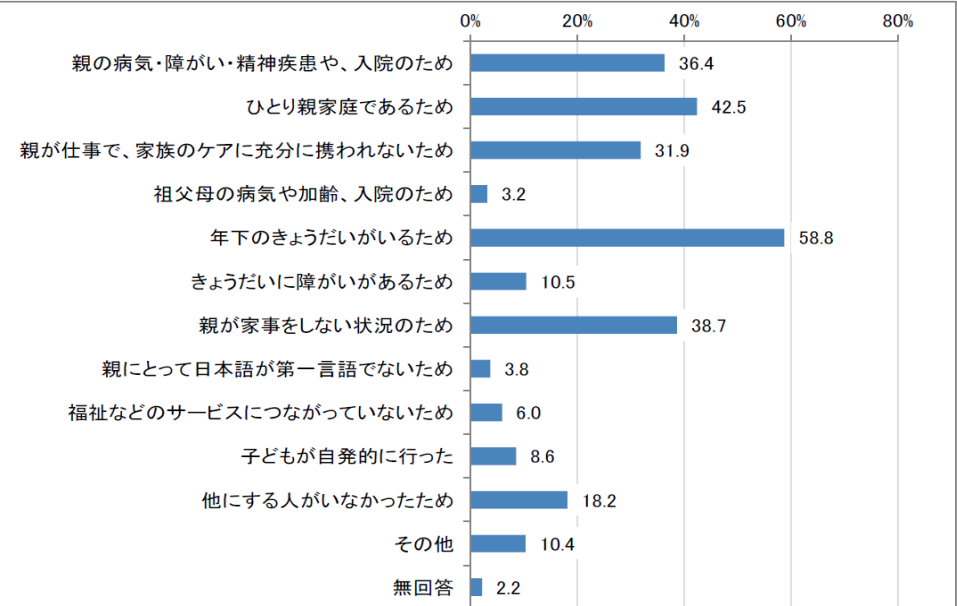
(子ども分野(ヤングケアラーの調査を例に))

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・ 子ども自身が声をあげることが難しい。精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語れない、孤立しやすい
 - ・ 家族構成の把握まではするが、家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。ただ最近では、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がつつあるのではないかと感じる
 - ・ 今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要である

ヤングケアラーの子どもの属性(学年) (n=906)



ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



各制度等における複合的課題等⑤

(自殺対策(自殺既遂者))

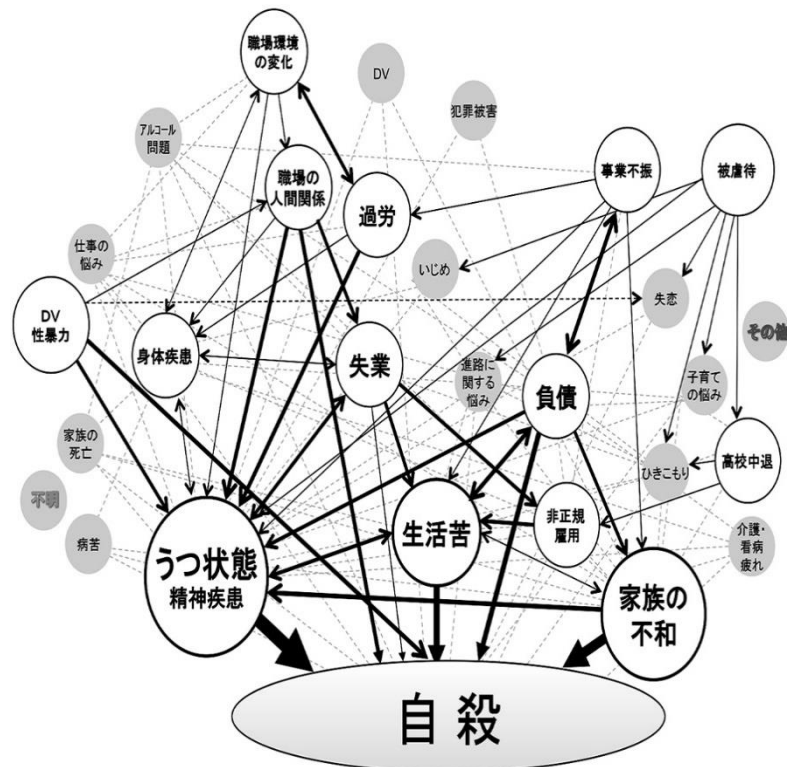
○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、

- ・ 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- ・ 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- ・ 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- ・ 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路



自殺の危機要因となり得るもの

健康問題 (531)

身体疾患(腰痛)(18)、身体疾患(その他)(88)、うつ病(274)、統合失調症等(97)、アルコール問題(34)、病苦(17)、認知症(2)、出産(1)

経済・生活問題 (414)

倒産(11)、事業不振(60)、失業(57)、就職失敗(23)、生活苦(66)、負債(多重債務)(82)、負債(住宅ローン)(10)、負債(その他)(31)、借金の取り立て苦(26)、連帯保証(20)、経営の悩み(6)

家庭問題 (354)

家族間の不和(親子)(71)、家族間の不和(夫婦)(76)、家族間の不和(その他)(17)、家族との死別(自殺)(22)、家族との死別(その他)(30)、家族の将来悲観(6)、離婚の悩み(47)、被虐待(当時)(4)、DV被害(19)、育児の悩み(30)、介護・看病疲れ(24)、親の不仲・離婚(6)、妊娠・不妊の悩み(1)

勤務問題 (366)

仕事の失敗(39)、職場の人間関係(95)、職場環境の変化(配置転換)(43)、職場環境の変化(昇進)(17)、職場環境の変化(降格)(6)、職場環境の変化(転職)(19)、休職(13)、過労(69)、職場のいじめ(11)、仕事の悩み(51)、定年退職(3)

学校問題 (95)

進路の悩み(入試)(7)、進路の悩み(その他)(22)、学業不振(8)、いじめ(4)、教師との関係(15)、他生徒との関係(15)、ひきこもり(16)、不登校(6)、教師からの叱責(1)

男女問題 (37)

結婚をめぐる悩み(6)、失恋(16)、不倫の悩み(13)、恋人の自殺(1)、性同一性障害(1)

その他

犯罪発覚(3)、犯罪被害(7)、後追い(1)、心中(8)、近隣関係(15)、将来生活への不安(29)、単身赴任(2)、災害(その他)(3)、親への家庭内暴力(2)、高校中退(5)、事故(7)、同業者・同僚の自殺(1)、配偶者への暴力(4)、その他(73)

継続的な支援について

- 相談支援の実践においては、
 - ・ 相談に応じる中で、相談に至る端緒と異なる様々な問題が明らかになる
 - ・ 問題が複雑に絡み合い、本人が一人で対応できる範囲を超えている
 - ・ 社会的孤立など、これまでの属性ごとの支援のみでは対応が難しいなど、継続的に関わり、問題を一つ一つ解きほぐした上で、本人の生きる力を高めていく支援が求められる場合が少なくない。

(ケース1) 当初の主訴と異なる様々な課題が明らかになるケース

- 精神疾患を抱える母（A）と不登校気味の兄弟の世帯
- Aから町役場への問い合わせメールに「経済面の相談をしたい」との連絡。
- なんでも相談の相談員が面談を重ねると、経済的な不安の裏に、Aの精神疾患、子どもの発達障害・登校拒否があることが判明。
- Aは、さまざまな支援機関や学校からアプローチを受けていたが、そのことが、自分がうまく子どもを育てられていない、といった自己嫌悪感の増大につながり、何も動けない状態となっていた。
- Aとの面談はなんでも相談の相談員のみが担当し、その他の関係機関は直接アプローチせず、Aの負担軽減を図る。
- その後、Aとの信頼関係を構築した相談員が、各機関と連携しA及びその世帯への支援を継続。

(ケース2) 近隣住民の苦情から、本人の抱える様々な課題が明らかになるケース

- 近隣住民からの相談で、隣に住むB宅の樹木の枝が自分の敷地まで伸びており、庭の手入れもされておらず枯れ葉の処理や倒木の危険があることと、Bが野良猫に餌付けをしており糞や餌の残りの臭いで困っているとの内容。
- Bは50代一人暮らしの男性で両親死亡後、地域社会から孤立。仕事量が減り収入が減少したことで生活に困り、身の回りのことや樹木についても手が付かない、猫の餌やりが生きがいであることなどが分かる。
- その後、自立相談支援機関が収入増に向けた就労支援や、関係機関の協力による樹木の管理、民生委員との連携による地域活動への声かけ等の支援につなげた。

(ケース3) 課題が複数あり、本人が対応できる範囲を超えているケース

- 60代男性（C）・独居・亡くなった父親名義の持ち家で生活 月6万の年金
- 役所や近隣で騒ぎ、支離滅裂な言動で統合失調症の疑いあり
- 警察介入で措置入院。行政から退院後の生活支援の要請があり入院中から面談を重ねる
- 退院後は家計状況を確認。300万円の債務あり（水道光熱費・税・カードローン）
- 督促がたくさん来ておりCも何から手をつけていいかわからない状況
- 各種分納交渉に同行、また障害年金を申請して年金額が増加。それでも生活費が逼迫しているため家を売却して債務を一括返済。市外のアパートに転宅支援。
- 彼が騒ぐ根底には相談する人がいなかった。相談員が関わった1年間は一度も精神疾患の兆候は見られず。

（地域福祉の推進）

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

○ 社会福祉を目的とする事業を営む者の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

○ 国及び地方公共団体の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条では、事業者が地域住民等と連携して地域福祉の推進に取り組むことを追記している。第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

※ 条全体が今回の改正による新設／〔 〕は追記

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業 〔地域包括支援センターの総合相談〕
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 〔障害者相談支援〕
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業 〔利用者支援事業〕

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

（包括的な支援体制の整備）

※ 条全体が今回の改正による新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの**地域づくりの取組**、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず**包括的に受け止める場の整備**、(3)相談支援機関が協働して、**課題を解決するネットワークの整備** などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

※下線部は、今回の改正・新設部分

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1～7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13～28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法第百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
	(2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項
	(2)支援計画の基本姿勢
	(3)支援計画策定の体制と過程

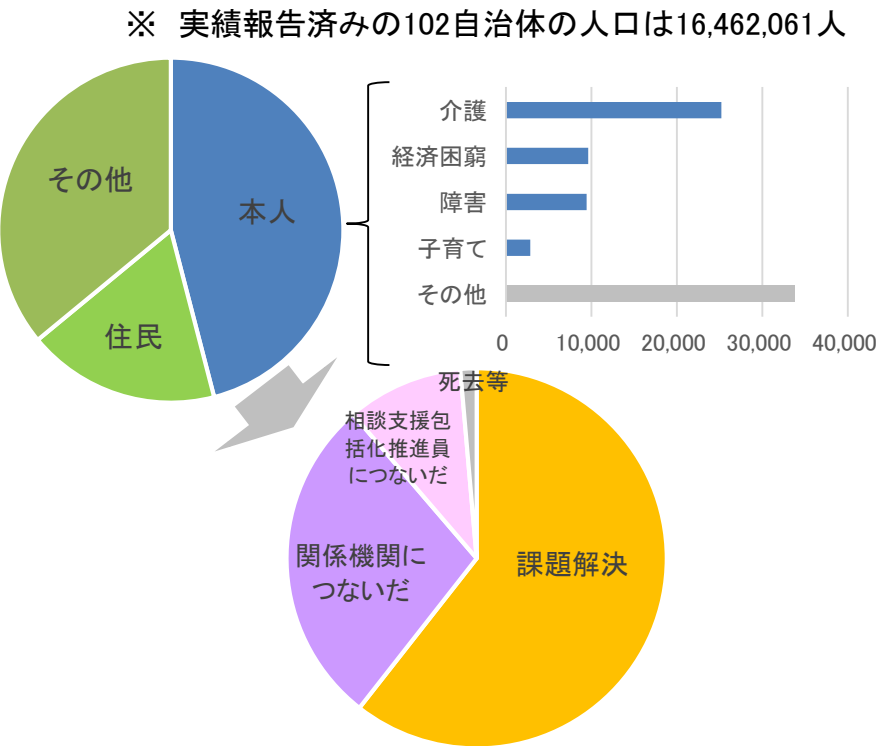
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年4月～31年3月分)

地域力強化推進事業

- 「地域住民の相談を包括的に受け止める場」については、人口約3.0万人に1箇所の割合で整備
- 人口1,000人あたりの相談受付件数は4.1件。相談受付件数の60.6%を解決。

実施自治体数	121
実績報告自治体数(令和2年4月20日現在)	102
「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の箇所数	545

相談受付件数	67,735
本人	31,129
住民	12,238
その他	24,368
相談内容	80,889
介護	25,199
経済困窮	9,624
障害	9,451
子育て	2,847
その他	33,768
終結した数	39,417
課題解決	23,880
関係機関につないだ	11,087
相談支援包括化推進員につないだ	3,907
死去・連絡が途絶えた等	543



- ※ 1つの相談に複数の相談内容が含まれているため、相談受付件数と相談内容数は一致しない
- ※ すべての相談内容を終結できるわけではないため、相談受付件数と終結した数は一致しない
- ※ 集計の都合上、相談内容等の分類ができず「その他」で計上している自治体が数自治体あるため、「その他」の割合が多い
- ※ 適切な集計ができていない自治体は欠損値として取り扱う

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成31年3月末時点)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業①

実施自治体数	117
実績報告自治体数(令和2年4月20日現在)	106

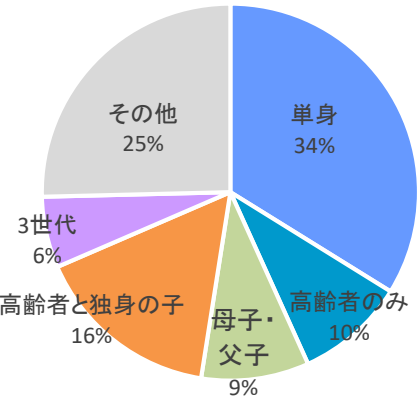
- 4～3月の1年間で、10,268人(7,897世帯)の複合化・複雑化した事例の相談を受け、3,981人の課題が解決・改善
- 相談経路別にみると、直接の経路は「どこに相談してよいかわからなかったから」、「どのような相談も受ける総合相談窓口だったから」、間接の経路は「専門的見地からの助言が受けたかったから」が理由として多く挙げられている

＜支援対象者の状況＞

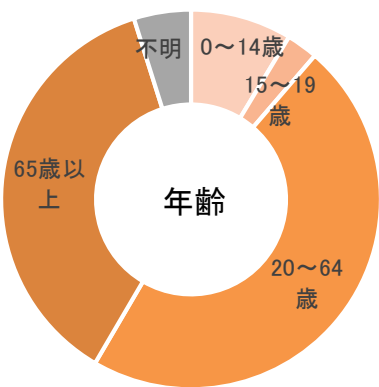
支援対象者数(人)	10,268
支援対象世帯数(世帯)	7,897

(人)	
男性	5,101
女性	5,073
不明・その他	94

(世帯)					
単身	高齢者のみ	母子・父子	高齢者と独身の子	3世代同居	その他
2,672	743	730	1,265	482	2,005

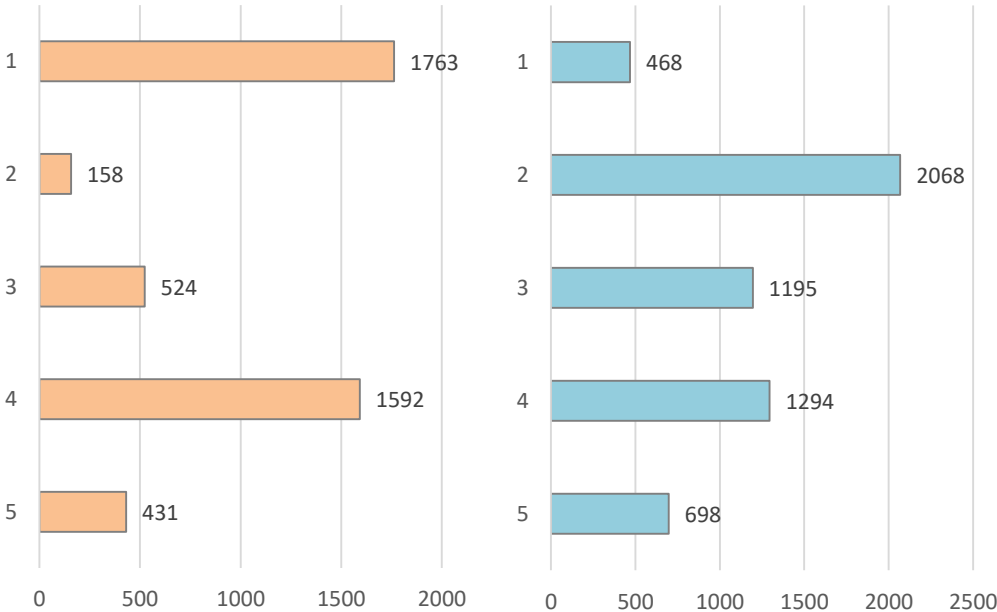


※世帯類型の「単身」は1人暮らし世帯。「高齢者のみ」は2人以上の高齢者で構成されている世帯



＜相談経路の状況＞ ※経路不明 77件除く

直接	4,468
間接	5,723



直接相談があった主な理由

- どこに相談してよいかわからなかったから
- 別の機関等に相談したが対応してもらえなかったから
- 別の機関等から紹介されたから
- どのような相談も受ける総合相談窓口だったから
- その他・不明

間接相談があった主な理由

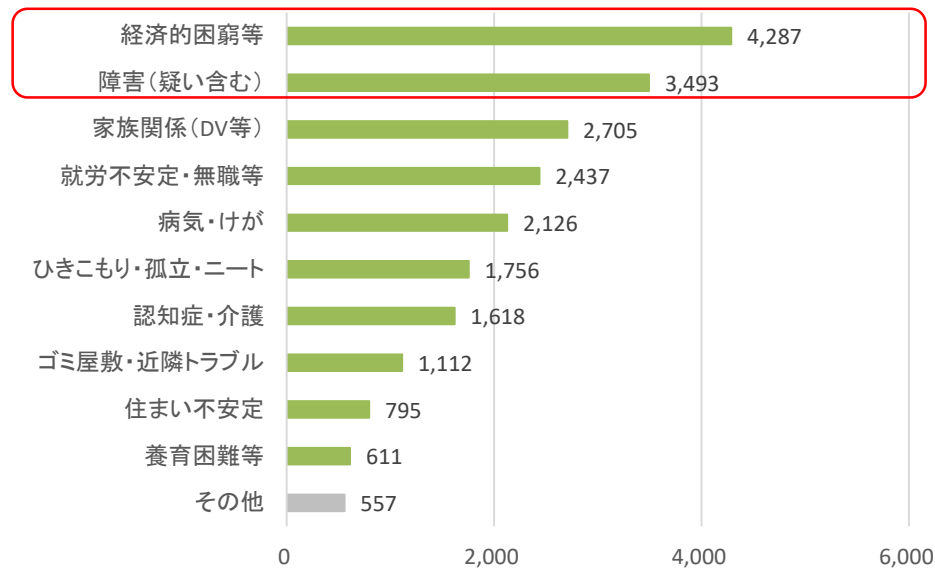
- 事例についてスーパーバイズを受けたかったから
- 専門的見地からの助言が受けたかったから
- 関係機関間の調整が困難だったから
- 当該関係機関が対応すべき事例ではなかったから
- その他・不明

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成31年3月末時点)

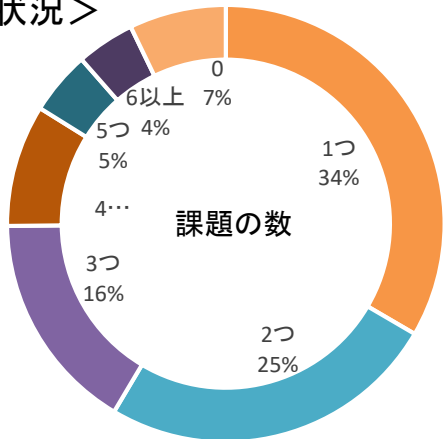
多機関の協働による包括的支援体制構築事業②

- 相談事例のうち、課題が2つ以上複合しているのは59.4%で、内容は経済的困窮等が最も多く、次いで障害(疑いを含む)
- 相談支援包括化推進員が関わることで、関係機関の数が約6割増。ケース会議は1人あたり1回開催

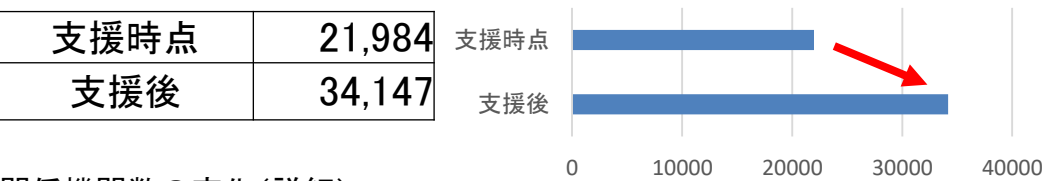
<課題の状況>



<課題の複合化の状況>



<相談支援包括化推進員の関与による関係機関数の変化>



関係機関数の変化(詳細)

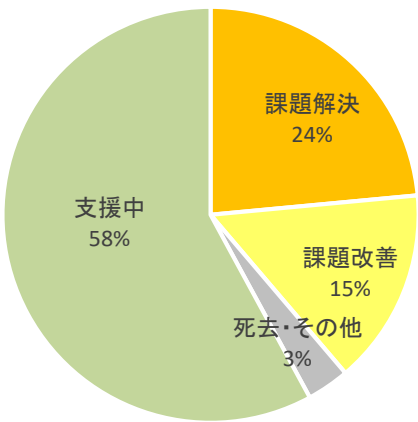
	行政	社協	生活困窮	介護	障害	子育て	保健医療	雇用	権利擁護	更生保護	地域	商工	教育等	計
支援時点	6,005	1,283	1,140	3,761	1,239	612	3,322	303	304	30	2,550	265	1,170	21,984
	27.3%	5.9%	5.2%	17.1%	5.6%	2.8%	15.1%	1.4%	1.4%	0.1%	11.6%	1.2%	5.3%	
支援後	9,463	2,833	2,650	5,621	1,719	906	4,171	523	1,117	37	3,380	396	1,358	34,174
	27.7%	8.3%	7.7%	16.4%	5.0%	2.7%	12.2%	1.5%	3.3%	0.1%	9.9%	1.2%	4.0%	

<ケース会議の開催回数>

支援方針の検討・決定	5,035
状況共有のみ	5,392

<支援の終結の状況>

課題解決	2,414
課題改善	1,567
死去・その他	340
支援中	5,947



連携担当職員を配置した効果 ①複合化・複雑化事例の支援調整

福井県坂井市

基本データ

人口：91,638人
世帯数：31,777世帯
高齢化率：27.7%
面積：209.67km²
小学校区：19
中学校区：5

平成31年4月1日時点



課題

- モデル実施以前に、生活保護事業・生活困窮事業を中心にワンストップ窓口を新設したところ、主訴が明確でない相談がワンストップ窓口に集中するようになった。
- 経済的な課題以外にも問題を抱えているケースが多く、障害、高齢などの各分野機関の業務との役割分担が不明確で、責任の所在があいまいとなっていた。

実施内容

- 連携担当職員の役割を整理するため学識経験者・各分野の相談機関・行政で検討会を開催。「連携担当職員の役割は、庁内や各種相談機関との調整機能」として設定。

<支援事例>

<世帯構成>

母（50代、精神障害あり、遺族年金受給）、長女（20前半）、長男（20前半）の3人世帯（一軒家）。頼れる親族なし。

<主訴>

母が家出、自立生活をしたことがない若者兄弟世帯となり、公共料金を滞納。

⇒連携担当職員が障害担当と生活困窮担当を招集し、会議を実施。連携担当職員が司会を担当しグループで再アセスメントを実施し、課題の整理や各部署の担当・役割を調整し、連携に向けたネットワークづくりや体制の調整を行った。

効果

- 庁内担当課や分野別相談機関が、複合課題を分野別に支援するのではなく、連携担当職員が進行を担い、多機関による課題アセスメントを実施。状況を調整した上で、各担当者がそれぞれの担うべき役割を理解し、連携して適切に支援に従事できる体制を構築できた。
- これにより、世帯全体や課題全体を包括的に理解した上で、関係者と連携を図りながら支援をしていくことができるようになった。

連携担当職員を配置した効果 ②社会資源や仕組みの創出

福岡県大牟田
市

人口：114,496人
世帯数：56,711世帯
高齢化率：36.3%
面積：81.45km²
小学校区：19
中学校区：8

平成31年4月1日時点



課題

- 地域の生活課題について、様々な分野の地域の人（福祉関係者、産業関係者、行政）で話し合う「地域共生フォーラム」を開催したところ、地域の様々な社会資源の存在と、何かしたいと考えている人がたくさんいることが判明。
- 例えば、介護事業所では利用者の「働きたい」という意欲にどのように応えるのかという課題があり、一方企業には労働力不足という課題があった。

実施内容

- 連携担当職員が中心となって、地域共生フォーラムに参加した企業と、介護サービス事業者をつなぎ、利用者（高齢者）の「働きたい」を応援。

デイサービス×カーディーラー：洗車作業 デイサービス×花屋：フラワーアレンジメント等

小規模多機能型居宅介護×宅配便：メール便の配達業務 小規模多機能型居宅介護×農業：草むしり・枝拾い など

- ⇒ 実際に就労につながった高齢者は、作業の対価として得た報酬で配偶者が好きな食べ物をプレゼントするなど、生きがいの増加につながっている。また、リハビリに対する意欲が向上し、A D Lが大きく改善。（リハビリの効果にも留意）



- 多分野の有志に声を掛け、「地域共生社会における就労支援推進会議」をスタート（年4回開催）

- ⇒ 障害者就業・生活支援センター等が参加し、他の分野にも情報やノウハウを拡げる。障害等があっても働ける就労の場が増加。

効果

- 上記の取組をきっかけに、高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者を支援する関係機関が集まり、分野を統合した就労支援を行う「就労支援プラットフォーム」を構築できた。

連携担当職員を配置した効果 ③情報集約・ネットワークづくり

愛知県豊田市

基本データ

人口：425,340人
世帯数：181,418世帯
高齢化率：22.6%
面積：918.3km²
小学校区：77
中学校区：28

平成31年4月1日時点



課題

- 福祉分野においては、福祉支援が必要な対象者の早期発見、早期支援に向けたアウトリーチ機能が不足していた。
- 消防分野では、福祉的用途（精神不安の相談・身体介助の依頼など）による救急車の119番通報が増加し、救急業務を圧迫するだけでなく、本来必要な支援の提供に支障を生じていた。

実施内容

- **連携担当職員が中心となり、双方の課題解決を目的として、福祉総合相談課主催による「豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議」を開催。**CSWや消防職員等が参加し、**消防と福祉の連携体制について協議（H29～）**
 - ・福祉総合相談課主催「支え合いの地域づくり研修」に、消防職員の参加（H30～）
 - ・豊田市アルコール問題消防連携事業実施要領の策定（H30.3～：実績7件）
 - ・豊田市救急隊員による高齢者・障がい者虐待通報要領の策定（H31.4～：実績2件）
 - ・消防と福祉の合同研修の実施（H29：一部実施、H30：検証・調整、R1：全体実施）

効果

- 約19,000件/年の救急出動を行う消防職員が福祉視点を持ち、福祉的用途による救急車の利用者を福祉支援のネットワークにつなぐことで、福祉では確認しづらい情報集約と市民への早期支援のアプローチが可能になった。また、結果として、救急車の適正利用にも寄与した。

連携担当職員を配置した効果 ④人材育成、スーパーバイズ

秋田県湯沢市

基本データ

人口: 44,963人
世帯数 17,864世帯
高齢化率 38.12%
面積: 790km²
小学校区: 11
中学校区: 6

平成31年4月1日時点



課題

- 複数の生活課題に気づいていても、整理してまとめる機能が無い。
- 各分野の支援員が、各機関と連携できていると認識しているが、実際には各々が単独で係わり解決できないまま抱え込まれている。
- 市役所内の各課で問題を把握しているが、そこで抱え込まれている。

実施内容

- 今まで連携がとれていなかった関係者との協議を可能とするために、複雑なケースの相談を連携担当職員につなぐ体制を整備。
- 連携担当職員が相談支援包括化推進会議を開催し、アセスメントの整理の仕方、ケースのストーリー性、キーパーソンを決めることの重要性について具体的にスーパーバイズを実施。会議参加者に、支援方針の共有化が図られ、研修効果が発揮。
- 地域福祉推進庁内会議を設置し、「つなぎシート」を活用し、各課で把握している問題を連携担当職員につなげる体制を検討。

効果

- 庁内関係者や地域関係者が参加して事例を検討する相談支援包括化推進会議を連携担当職員が中心となって運営することにより、支援調整や事例検討を行う役割を担うことで、会議を通じて研修の機会が生まれ人材育成の機会となった。
- また、連携担当職員を設置したことにより、各種制度の範囲を超えた相談支援の文化が醸成され、他職種連携、多機関連携が可能となり、地域生活課題を解決する体制の円滑化が図られた。

様々な分野とつながりながら 属性に関わらない就労ニーズに対応：三重県伊賀市の例

三重県伊賀市

市の概要

人口：92,179人
高齢化率：32.1%
保護率：8.2%
産業構造：
1次産業 5.9%
2次産業 38.6%
3次産業 53.8%

平成31年4月1日現在



地図データ: Google

- ❑ 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - ❑ 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の 解決に向けた取組が連動し始める

農家
高齢化、収益が少ない、
人手不足、外国産品の
輸入
→ 生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術
提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後
に栗の木を植栽

福祉
困窮者、若年無業者、障
害者、高齢者の中間的
就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の
製造ノウハウの提供・販売の
協力を得て、中間的就労の場
を開設

企業(和菓子企業)
栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の
取得、栗の買い取り約束

市社協が
コーディネート

これまではそれぞれが
各種の補助・助成金
を活用してきたが、
「赤い羽根福祉基金」
の助成決定により苗木・選果機
の購入などの事業化が可能と
なった

「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

6次産業化

環境
NPO

福祉
分野

農業

加工・
製造

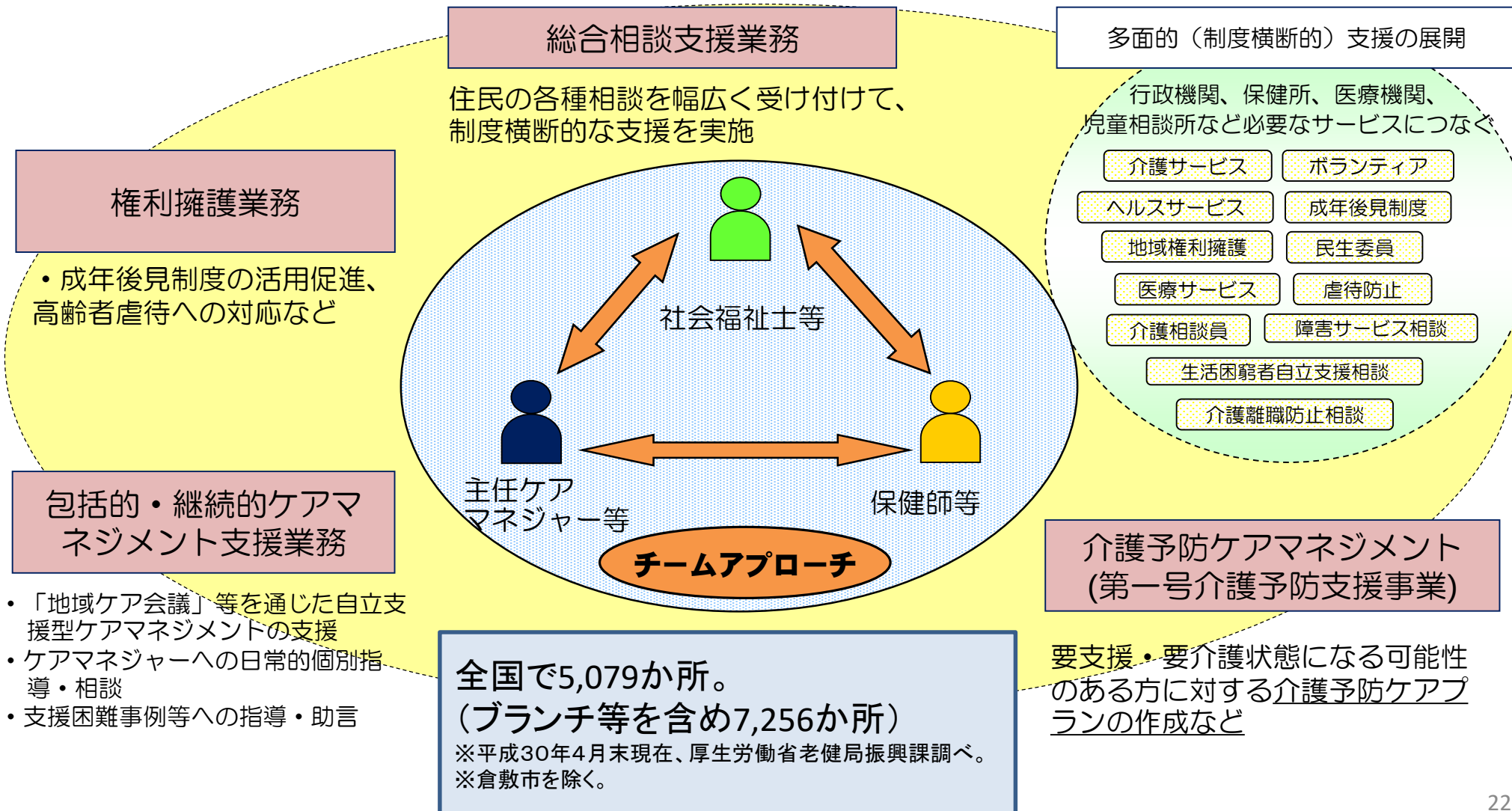
販売・
宣伝

地域産業
活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応
⇒ 7次産業化への付加価値

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

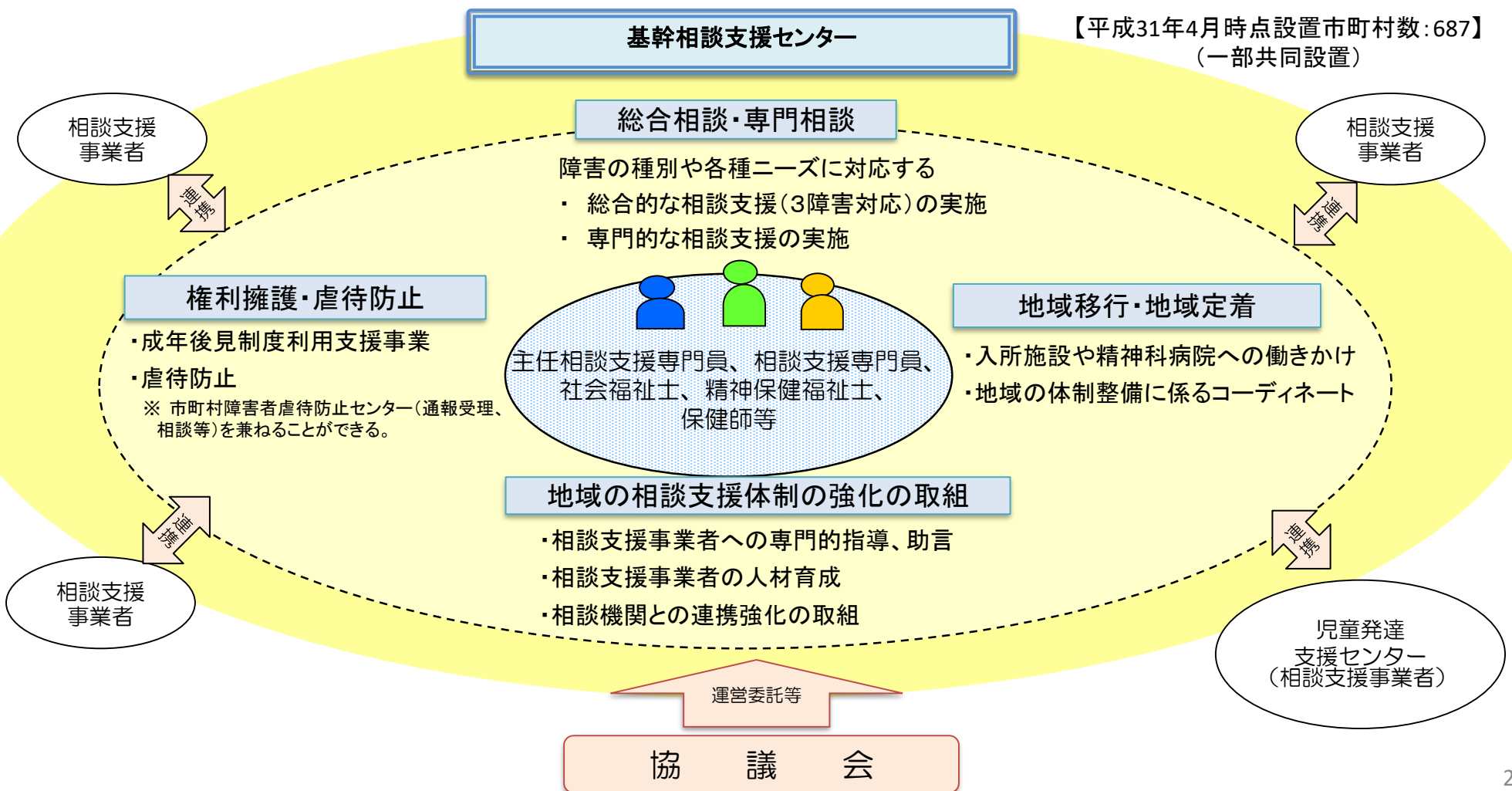


基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし (地活要綱例示) 主任相談支援専門員 ※平成30年度より追記 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 ● 地域の相談支援体制強化の取組 ● 地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成 ● 地域の相談機関との連携強化 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ● 権利擁護・虐待の防止	■ 1,741市町村中 518市町村(H29.4)30% 650市町村(H30.4)37% 687市町村(H31.4)39% →846力所
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託1,576市町村(90%) ■ 単独市町村で実施59% ※H31.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■ 9,364ヶ所(H29.4)19,083人 9,623ヶ所(H30.4)20,418人 10,202ヶ所(H31.4)22,453人 ※障害者相談支援事業受託事業所数2,207ヶ所(23%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 等	■ 3,420ヶ所(H29.4) 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4)

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

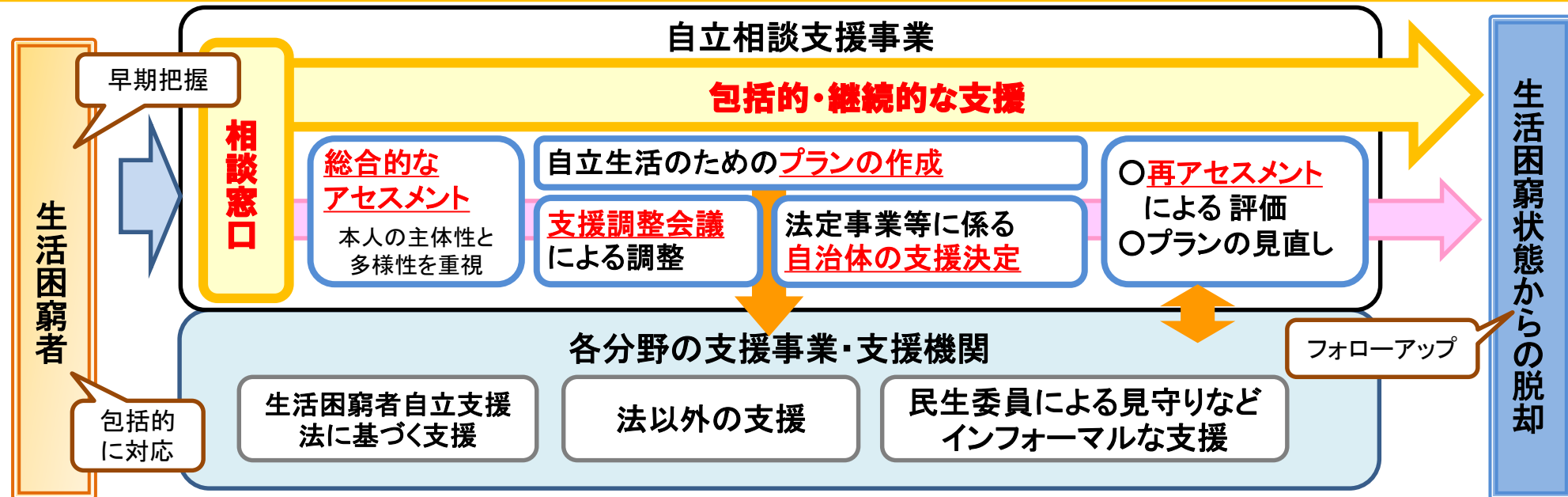
- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

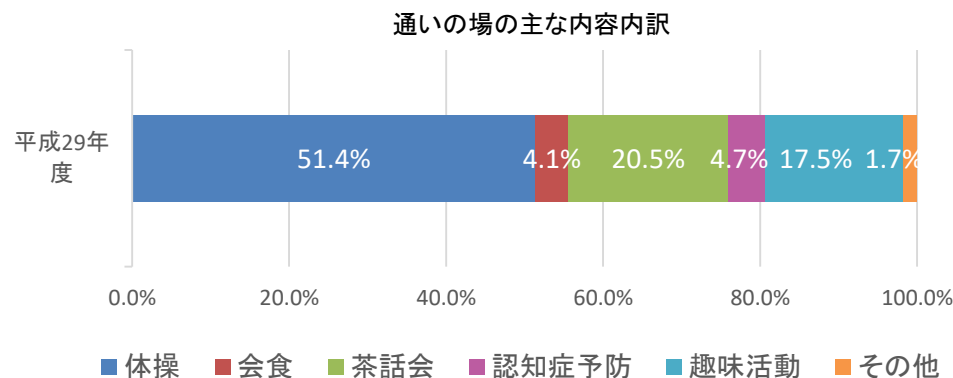
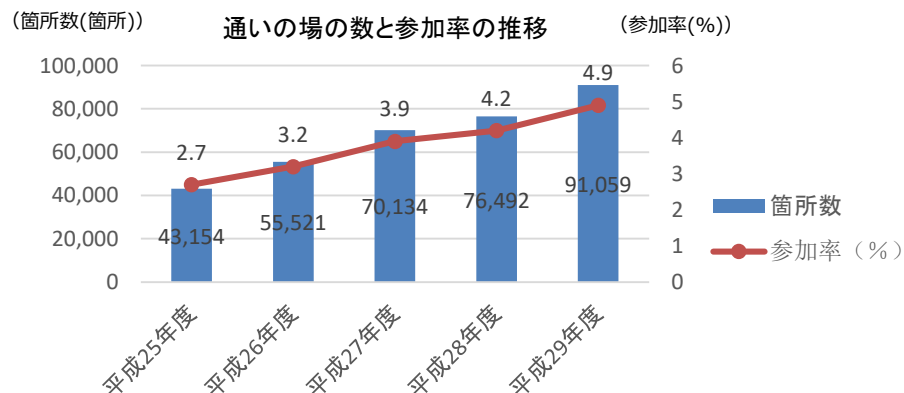
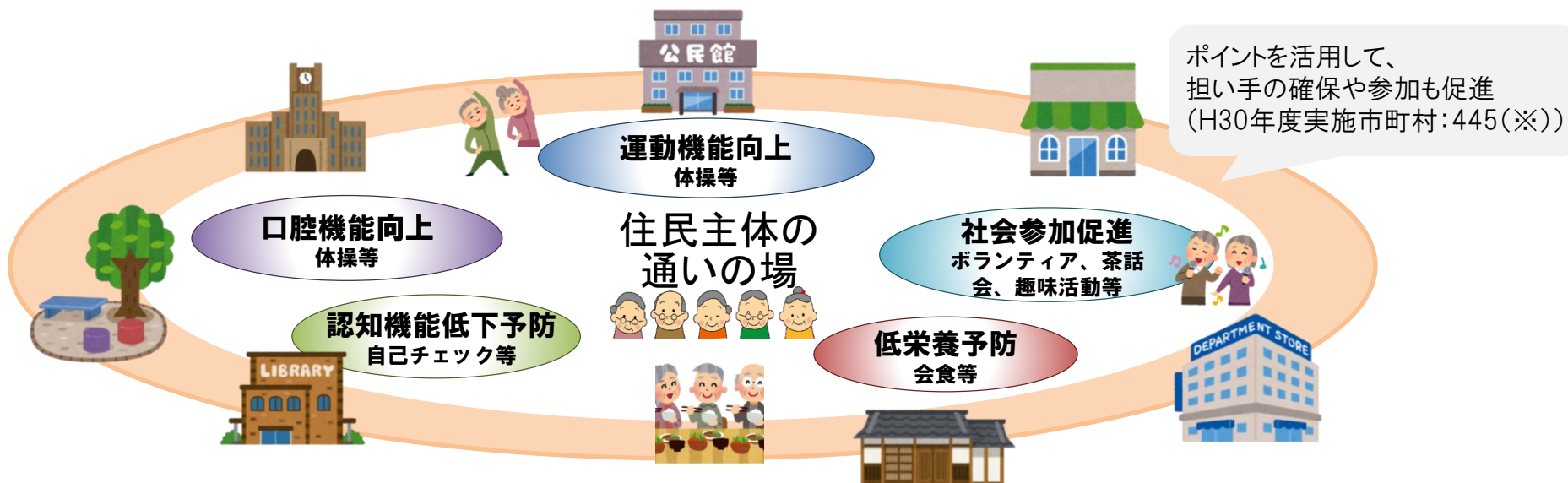
社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

住民主体の通いの場等(地域介護予防活動支援事業)

- 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。



(※) 介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 445市町村
 うち、高齢者等による介護予防に資するボランティア活動に対するポイントの付与 378市町村
 (介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(平成29年度実施分)に関する調査)28

地域活動支援センターの概要

1 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

2 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

3 センターの設置要件

- 10人以上の人員が利用できる規模。
- 施設長1、指導員2以上の職員を配置。

4 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)。
- 手厚い人員配置を行うなどの機能強化を図る場合に、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1／2以内、都道府県1／4以内)。

5 施設数等(社会福祉施設等調査報告 平成29年10月1日現在)

3, 038か所

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・<u>地域支援の取組の実施(加算)※</u> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

令和2年度予算(案)：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金462億円の内数

- 経済状況や心身の状況如何に関わらず、誰もが安心して地域で生活を営み続けることができるよう、
 - ・ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るなど、できるだけ公費に頼らない共助による取組の活性化を図るとともに、
 - ・ こうした共助の基盤を基礎とし、生活困窮者自立支援制度など、既存制度のサービスメニューでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスの創出、人材の養成
- などに取り組むことを通じて、自助や公助に加え、既存制度を下支えする共助の基盤を整備し、生活困窮者など、要支援者を可能な限り身近な地域で支える体制の構築を目的とする。

【我が国が直面する課題】

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- 単身世帯・生活困窮世帯の増加
- 地域のつながりの希薄化

【地域における課題】

- 増大する高齢者等の福祉ニーズへの対応
- 軽度者に対する日常生活支援や社会的孤立など多様化する福祉ニーズへの対応
- 地域における担い手の育成・確保

- 既存の社会保障・社会福祉制度を着実に実施するとともに、**公費に頼らない共助の取組の活性化が必要。**

【実施主体】



【地域住民の福祉ニーズ把握】



地域住民のニーズを踏まえ、その対応方針を 地域福祉計画等に反映

※ 特に策定率が低い町村部(H29.4月現在 60.3%)の計画策定を後押し

【地域インフォーマル活動の活性化】

- 企業等による社会貢献活動への働きかけ
- インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけ
- インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備の導入
- 寄付金の確保推進等を通じた自主財源の確保 等

【新たな地域サービスの創出】

- 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など地域サービスの創出に向けた検討
- 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制の構築
- 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

- これらの取組を通じて、地域における社会資源や人材の育成・確保が図られ、地域活性化にも資する。

目的

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る。

事業内容・例

ニーズの把握	地域サービスの創出・推進	インフォーマル活動の活性化
支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。	地域の「福祉ニーズの把握」の取組により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応する地域サービスを創出・推進する。	地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図る。
・ 地域住民に対する「暮らしの困りごと」等に関するアンケート調査 ・ 各種相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズに関する調査 ・ 地域住民との座談会の開催	・ 地域サービスの創出・推進を図るための総合調整 ・ 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など、地域サービスの創出に向けた検討会の開催 ・ 地域の社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO、電気・ガス事業者 など、地域の福祉ニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 ・ 地域住民や民間事業者と連携した見守りや買い物支援等の地域サービスの実施 ・ 見守り活動等に活用するための要援護者マップの作成 ・ 緊急通報体制の整備 ・ 地域サービスの担い手やこれらのコーディネート人材に対する研修の実施	・ 企業等による社会貢献活動や、企業等に従事する者に対して、定年退職後にインフォーマル活動等への参加を促すための説明会の開催 ・ インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけを行うための地域住民説明会の開催 ・ インフォーマル活動と地域の福祉ニーズとの情報マッチングを支援 ・ インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備(30万円以下の備品購入費に限る。)の導入 ・ 寄付金の確保推進等を通じた自主財源確保のための検討会の開催

※ 上記の他、その他の事業として、熱中症対策等時事の福祉課題に関する地域住民への普及啓発活動等が実施可能。

直近の子育て支援にかかる政府の方針（少子化社会対策大綱）

少子化社会対策大綱（令和元年5月29日閣議決定）において、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業は、以下のように重点課題に記述されていることに留意する必要がある。

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I－2(1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充）

○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充

- ・ 利用者支援事業については、子育て家庭や妊娠婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るため、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。
- ・ 地域子育て支援拠点事業については、子育て家庭等の育児不安に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点の設置を促進するとともに、支援の質の向上や地域の実情に応じた多様な支援の推進を図る。

I－2(4) 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）

○地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 子育て世帯の孤立など地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築等を通じて、意欲のある地域住民が子育てに関わるなど、すべての人々が役割を持ち、支え合いながら、活躍できる地域共生社会の実現を目指す。

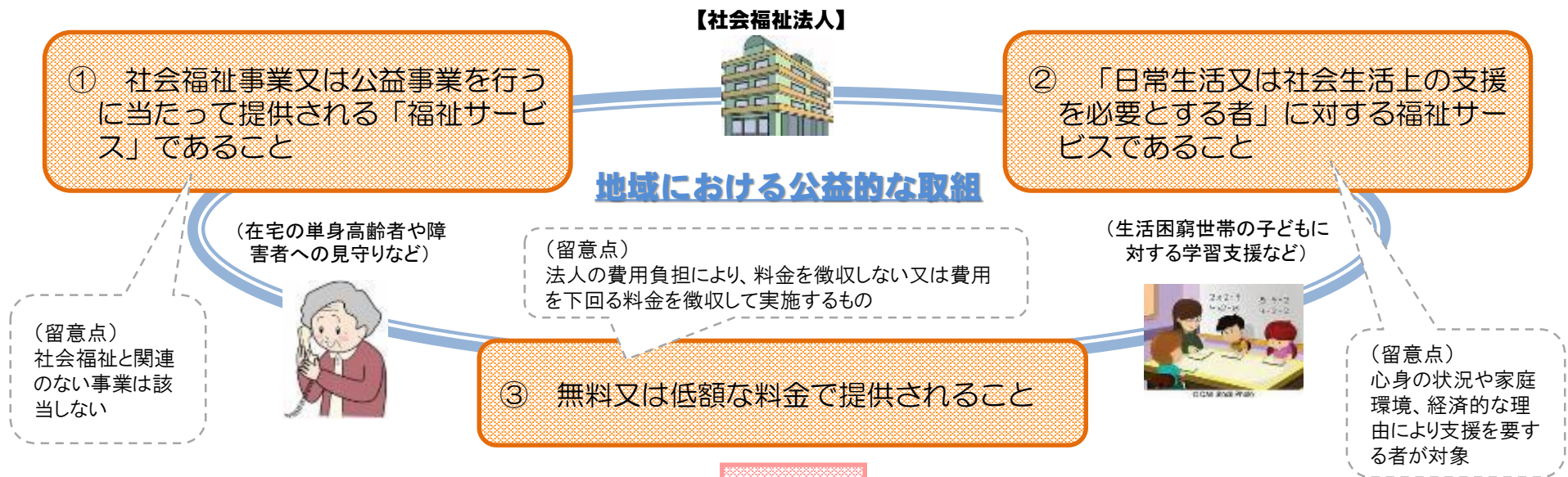
社会福祉法人による地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実